

学校法人 佐伯学園
佐伯栄養専門学校学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、栄養士法第1条に定める栄養士を養成するために必要な知識及び技能を教授し、あわせて一般の教養を高め、すぐれた人格と豊かな情操を有する人材の育成を目的とする。

(名称)

第2条 本校は学校法人佐伯学園 佐伯栄養専門学校という。

(位置)

第3条 本校の位置を東京都大田区蒲田五丁目45番5号に置く。

第2章 課程及び学科、修業年限、定員並びに休業日

(課程・学科・修業年限・定員)

第4条 本校の課程・学科・修業年限は次の通りとする。

課程名	学科名	昼夜の別	修業年限	入学定員	総定員	学級数	備考
栄養専門課程	栄養士科	昼間部	2年	120名	240名	6クラス	

(学年・学期の終始期)

第5条 本校の学年は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

学期は、次の通りとする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第6条 本校の休業日は次の通りとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律で規定する休日

(3) 夏季休業 7月23日から8月22日まで

(4) 冬季休業 12月24日から1月5日まで

(5) 春季休業 3月15日から3月31日まで

2. 校長は、必要と認めた場合には、前各号の休業日を変更し、又は、休日に授業を行うことができる。

第3章 履修課目、単位数、授業時間数及び教職員組織

(授業科目、単位数及び授業時間数)

第7条 本校の授業科目、単位数及び授業時間数は別表1の通りとし、それらの履修については別に定める「履修規定」によるものとする。

2. 入学前の既修得単位数等の認定に関しては別に定める。

(教職員)

第8条 本校に次の教職員を置く。

- | | |
|-----------|-------|
| (1) 校長 | 1名 |
| (2) 副校長 | 1名 |
| (3) 専任教員 | 9名以上 |
| (4) 非常勤講師 | 10名以上 |
| (5) 助手 | 3名以上 |
| (6) 事務長 | 1名 |
| (7) 事務職員 | 若干名 |
| (8) 学校医 | 1名 |

2. 校長は、学校を代表して校務を掌り、所属教職員を監督する。

3. 副校長は、校務に関して校長を補佐し、校長に事故あるときはその職務を代行する。

4. 専任教員は、学生の教育に従事すると共に校務の一部を分担する。

5. 非常勤講師は、担当する教科の授業を行う。

6. 助手は、教員及び講師の職務を助ける。原則として、管理栄養士又は大学等においてその担当する教育内容に関する科目を修めて卒業したものであり総員のうち最低2名は管理栄養士であること。

(教員会議)

第9条 本校の運営のための組織として教員会議を置く。

2. 会議の構成、審議事項及び運営等については別に定める。

第4章 入学・休学及び退学

(入学資格)

第10条 本校の入学資格は、次の通りとする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 専修学校の高等課程(3年制)を修了した者

- (4) 監督官庁の定めるところにより高等学校卒業者と同等以上の学力があると認められた者
- (5) 外国において、学校教育における12年の課程を修了し、日本国籍を有する者
- (6) 文部科学大臣が高等学校と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (7) 外国籍の者で、その国における12年以上の学校教育を修了し、日本の高等学校卒業者と同等以上の学力を有すると本校において認めた者。資格認定に必要な書類、証明書及び検定方法については別に定める。

(入学時期)

第11条 本校の入学時期は毎年4月1日とする。

(入学出願の手続き)

第12条 本校に入学を志願する者は、本校所定の書類に所要事項を記載して第26条に定める入学検定料を添えて指定日までに出席しなければならぬ。

(入学許可)

第13条 出願手続きを完了した者については、選抜審査を行い、可否の結果を通知する。

- 2. 合格通知を受けた者は、通知を受けた日から14日以内に第26条による入学金、授業料等の校納金を添えて入学手続きをとらなければならない。
- 3. 入学手続きを完了した者に入学許可証を交付する。

(保証人)

第14条 学生は、同人の在学中の一切の責任を保証するため、保証人を定め届け出なければならない。

- 2. 保証人は、独立して生計を営む者で、保証人の責を果たし得る者とし、父母のいずれか又はこれに準ずる者とする。
- 3. 学生は、保証人が死亡したとき、又はその他の事由により保証人の責を果たし得ない状況になった場合は、新たに保証人を定め届け出なければならない。保証人が住所又は氏名を変更した場合も同様である。

(休学)

第15条 病気その他のやむを得ない事由により1か月以上出席できない場合は、期間及びその事実を証明する書面を添えて保証人連署のうえ、校長に届け出てその許可を得て休学することができる。

- 2. 休学の期間は1年以内とする。ただし、特別な理由がある場合は2年を限度として延長を認めることがあるが、通算して2年をこえることはできない。
- 3. 休学により出席日数が規程に満たない者は、翌年の進学はできないものとする。

4. 健康上その他特別に必要なと認められた者は、出校の停止を命ずることがある。
5. 休学する者の校納金等の取扱いについては別に定める。

(転学・自主退学)

- 第16条 病気その他の理由により自主的に退学しようとする者、又は他の大学等に転学しようとする者は、その事由を付し、保証人連署のうえ校長に願い出て許可を得なければならない。
2. 退学する者の校納金等の取扱いについては別に定める。

(復学・再入学)

- 第17条 休学した者は、休学の事由がなくなったときには校長の許可を受けて復学することができる。
2. 病気、その他やむを得ない理由により自主退学した者が2年以内に再入学を願い出るときは、願い出の理由によりこれを許可することがある。但し、入学の時期は学年の始めとする。

(転入学)

- 第18条 他の栄養専門学校から転入学を希望する者がいるときは、校長は、教育上支障がない場合限り、選考の上、相当学年に入学を許可することがある。

(留年)

- 第19条 学年の課程の修了を認定されない者は、原学年に留まり、全科目学習し直すものとする。
2. 留年する者の校納金等の取り扱いについては別に定める。

(在学年数)

- 第20条 全在学年数は4年までとする。ただし、同一学年に2年を超えて在学することはできない。

(除籍)

- 第21条 次の各号の一に該当する者は、除籍とする。
- (1) 第20条に規定する在学年数を超える者
 - (2) 第15条第2項に定める休学期間を超えてもなお復学できない者
 - (3) 授業料その他の納付金の納付を怠り、催促してもなお納付しない者
 - (4) 死亡の届出のあった者

第5章 成績の評価、課程修了の認定及び卒業

(成績)

- 第22条 成績は、学科試験及び実技試験により評価する。
2. 成績の評価は、各教科とも100点をもって満点とし、60点以上を合格とする。

3. 合格した者には、当該科目の単位を与える。
4. 試験の種類、受験資格及び評価の区分については、「履修規定」によるものとする。

(卒業)

- 第23条 本校所定の課程を修了し、卒業基準を充たすと認める者に卒業証書を授与する。
2. 本校を卒業した者は、栄養士法に基づく栄養士免許資格を取得することができる。
 3. 本校を卒業した者は、専門士の称号が授与される。
 4. 所定の期間に課程を修了せず、卒業基準を充たさない者は、「履修規定」に定める留年、再履修あるいは退学勧告の措置を受ける。

第6章 賞 罰

(褒賞)

- 第24条 在学中、成績優秀、素行良好で学業に精励し、他の模範となる者は、これを褒賞する。
2. 褒賞の種類、基準及び方法は別に定める。

(懲戒)

- 第25条 学生の本分に反して本校の規則に違反した者は懲戒する。
2. 懲戒の事由、種類及び程度については別に定める。

第7章 入学金、授業料、その他

(入学金・授業料他)

- 第26条 入学金、授業料等の校納金は別表2の通りとする。
2. 校納金については、特別の事情のある者は申請して分割納入することができる。
 3. 第1項の校納金の納入方法については、別に定める。
 4. 既に納入した校納金は、原則として返還しない。

(健康診断)

- 第27条 健康診断は毎年1回、別に定めるところにより実施する。

(その他)

- 第28条 この学則実施に必要な事項は、別にこれを定める。

付 則 この学則は、平成18年4月1日より施行する。

付 則 この学則は、平成19年4月1日から施行する。

なお、この学則が施行される際の在校生については、変更前の校納金を適用する。

- 付 則 1. この学則は、平成20年4月1日から施行する。
なお、この学則が施行される際の在校生については、変更前の校納金を適用する。
2. この学則の施行に関する必要な事項は校長が別に定める。
- 付 則 1. この学則は、平成21年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関する必要な事項は校長が別に定める。
- 付 則 1. この学則は、平成22年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関する必要な事項は校長が別に定める。
- 付 則 1. この学則は、平成23年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関する必要な事項は校長が別に定める。
- 付 則 1. この学則は、平成25年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関する必要な事項は校長が別に定める。
- 付 則 1. この学則は、平成27年4月1日から施行する。
なお、この学則が施行される際の在校生については、変更前の校納金を適用する。
2. この学則の施行に関する必要な事項は校長が別に定める。
- 付 則 1. この学則は、平成27年12月14日から施行する。
2. この学則の施行に関する必要な事項は校長が別に定める。
- 付 則 1. この学則は、平成31年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関する必要な事項は校長が別に定める。
- 付 則 1. この学則は、令和3年4月1日から施行する。
なお、この学則が施行される際の在校生については、変更前の校納金を適用する。
2. この学則の施行に関する必要な事項は校長が別に定める。

栄養士科 必修科目単位（総時間数1740時間）

平成25年4月1日の入学生からは下記の必修科目単位とする。

		講 義	実 習		講義 又は 演習	実験 又は 実習	時間数	
基礎 教育 科目	人文科学	12		心理学	2		30	
	社会科学			食料経済学	2		30	
	自然科学			基礎化学	2		30	
	外国語			情報処理演習	2		60	
	保健体育			英語	2		30	
				体育理論・実技	2		30	
				小計			12	
専 門 教 育 科 目	社会生活と健康	4		社会福祉概論	2		30	
				健康管理論	2		30	
				公衆衛生学Ⅰ	2		30	
				公衆衛生学Ⅱ	2		30	
	人体構造と機能	8		4	解剖生理学Ⅰ	2		30
					解剖生理学Ⅱ	2		30
					生化学Ⅰ	2		30
					生化学Ⅱ	2		30
	食品と衛生	6			生化学実験		1	45
					病理学	2		30
					食品学Ⅰ	2		30
					食品学Ⅱ	2		30
					食品学実験		1	45
					食品加工学	2		30
	栄養と健康	8			食品加工学実習		1	45
					食品衛生学	2		30
					食品衛生学実験		1	45
					基礎栄養学Ⅰ	2		30
					基礎栄養学Ⅱ	2		30
					栄養学演習	2		60
					栄養学実習		1	45
					臨床栄養学Ⅰ	2		30
					臨床栄養学Ⅱ	2		30
					臨床栄養学実習		1	45
	栄養の指導	6			スポーツ栄養学Ⅰ	2		30
					スポーツ栄養学Ⅱ	2		30
					公衆栄養学	2		30
					栄養指導論	2		30
	給食の運営	4			栄養指導論実習		1	45
					応用栄養学Ⅰ	2		30
					応用栄養学Ⅱ	2		30
					給食計画・実務論	2		30
調理学					2		30	
基礎調理実習Ⅰ						1	45	
基礎調理実習Ⅱ						1	45	
基礎調理実習Ⅲ						1	45	
応用調理実習						1	45	
基礎給食管理実習						2	90	
応用給食管理実習		2	90					
				給食管理実習 (校外実習)		1	45	
				小計	52	16	1530	
		48	14	必修科目合計	64	16	1740	
就職・キャリアアップ講座					2		30	
自由選択科目								
調理実習（製菓・製パン）				前期15回、後期15回				

備考：単位算定は栄養士法の定めるところによる。

佐伯栄養専門学校校納金

1. 平成28年4月1日の入学生から下記の校納金とする。

		入学検定料	入学金	授業料	実験実習費	施設費	計
栄養士科	1年次	20,000	220,000	600,000	220,000	210,000	1,270,000
	2年次			610,000	220,000	210,000	1,040,000

※学費等納付金の額は経済情勢の変動等により、在学中に変更することがある。ただし、年度途中での改定は行わない。

2. 令和4年4月1日の入学生から下記の校納金とする。

		入学検定料	入学金	授業料	実験実習費	施設費	計
栄養士科	1年次	20,000	220,000	650,000	220,000	260,000	1,370,000
	2年次			660,000	220,000	260,000	1,140,000

※学費等納付金の額は経済情勢の変動等により、在学中に変更することがある。ただし、年度途中での改定は行わない。

履 修 規 定

1. 授業科目及び単位数

各授業科目の単位数は、1単位の履修時間を教室及び教室外を合わせて45時間とし、次の基準により計算するものとする。又、本校の授業科目及び単位数は別表1の通りである。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実験・実習等については、45時間の授業をもって1単位とする。

2. 受 講

1. 授業への出席日数は、原則として、出席すべき日数の3分の2以上とし、出席日数が不足する者には、定期試験の受験資格を認めない。
2. 欠席理由が次の各号の一に該当する場合は、欠席届に証明書等を添付し、事務局に提出し、承認を得ることにより公欠とし、出席すべき日数から控除する措置を受けることができる。
 - (1) 特定医療機関での対応が必要な感染症
 - (2) 自己に責任のない事故又は事件
 - (3) 忌引（死去した者が、父母、配偶者又は子の時は、7日まで、祖父母又は兄弟姉妹の時は3日まで）
 - (4) 本学の制度等に基づく行事への参加
3. 遅刻及び早退の取扱いは次の通りとする。
 - (1) 遅刻・早退3回を1回の欠席とみなす。
 - (2) 授業開始から15分までの入室を遅刻として取り扱う。15分経過してからの入室は欠席扱いとする。

3. 試験及び成績

1. 成績は、学科試験及び実技試験により評価する。
2. 試験の種類、受験資格、評価は次の通りとする。

なお、評点は100点をもって満点とし、60点以上を合格として所定の単位を与える。

試験の種類	受験資格	評価区分
定期試験	授業料等が納入済であり、当該科目について、出席日数が足りている者	[合格] A (100点～80点) B (79点～70点) C (69点～60点) [不合格] D (59点～0点)
追試験	定期試験受験資格を有し、病気その他正当な理由により定期試験を受けなかった者	合格又は不合格のいずれかとし、合格の場合はすべて60点とする
再試験	定期試験及び追試験の不合格者、又は定期試験受験資格を有し、正当な理由がなく定期試験を受けなかった者	
備考	1. 定期試験は前後期別に定期に行う。原則として全履修科目について実施する。 2. 追試験を受けることができる正当な理由は、次の通りとする。 (1) 医療機関での治療が必要な疾病 (2) 自己に責任のない事故又は事件 (3) 3親等内の親族等の危篤、死亡 3. 追試験又は再試験を受けようとする者は、受験申込書に別に定める受験料を添えて、所定の期間内に申し込まなければならない。 4. 追試験を受けようとする者は、定期試験を受けることができなかった理由を証明する書類（医師の診断書等）を提出しなければならない。 5. 追試験又は再試験は原則として1回限りとする。 6. 再試験又は追試験を受けて不合格となり、かつ当該科目の単位を修得しようとする者は、再履修とする。 7. 受験者は、試験場で学生証を提示しなければならない。学生証を提示しない者は受験を認めない。 8. 不正行為をした者には、当該科目の試験を無効とする。	

4. 未履修科目

- (1) 出席日数不足のため受験できなかった科目及び再試験又は追試験の結果不合格となった科目は未履修科目とし、卒業時まで補完されない限り卒業できないものとする。
- (2) 未履修科目について6ヶ月又は1年間次年度において学習するものを再履修、原学年に留まり全科目学習し直すものを留年とする。
- (3) 再履修か留年かの判断は教員会議にて行う。
- (4) 未履修科目が多く成績劣悪で卒業の見通しが極めて困難と認めた場合は、退学勧告を含む指導を行う。

5. 卒業認定

1. 未履修科目がなく、卒業基準を充たす者には、教員会議の議を経て、学則23条に定める卒業を認める。
2. 卒業が認定されなかった者に対しては、再履修、留年あるいは退学勧告の措置を講ずる。